

主催：千葉県税理士会 千葉西支部

事業承継税制(特例版)の実務的検証

令和4年7月29日(金)



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

個人財産（相続）
法人財産（事業承継）
相互の関連性
と
財産管理の必要性

・相続対策

・事業承継対策

クライアント毎への当てはめ

3. 節税対策

2. 納税資金対策
分割調整資金対策

1. 「争続」対策

0. 認知症リスク

感情論

資産移転プランの検討（会社オーナー1）

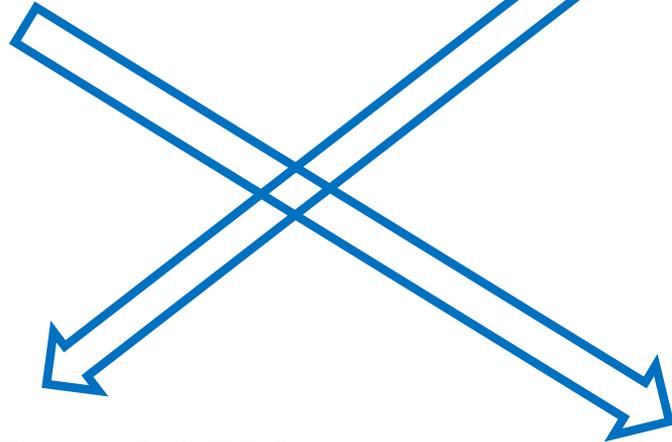
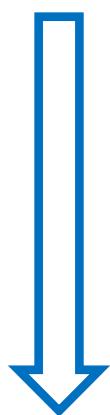
個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

問題点は？



個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（会社オーナー2）

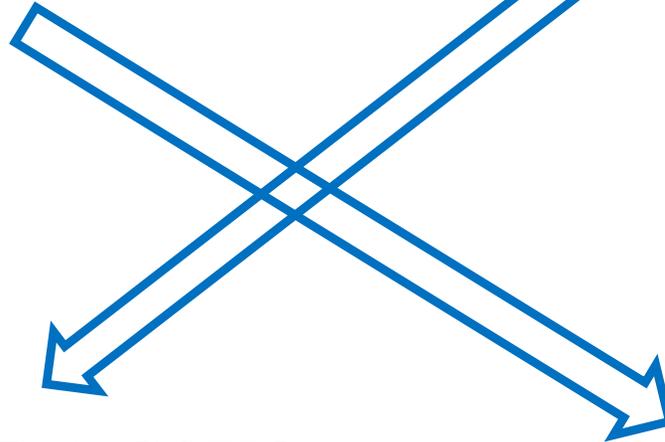
個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（50%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（20%）	×××		

問題点は？



個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（会社オーナー3）

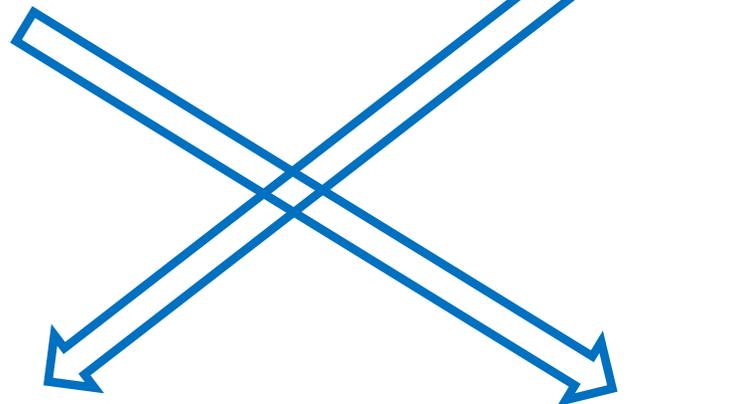
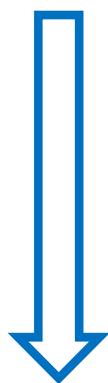
個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

問題点は？



個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
自社株（100%）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

資産移転プランの検討（不動産オーナー）

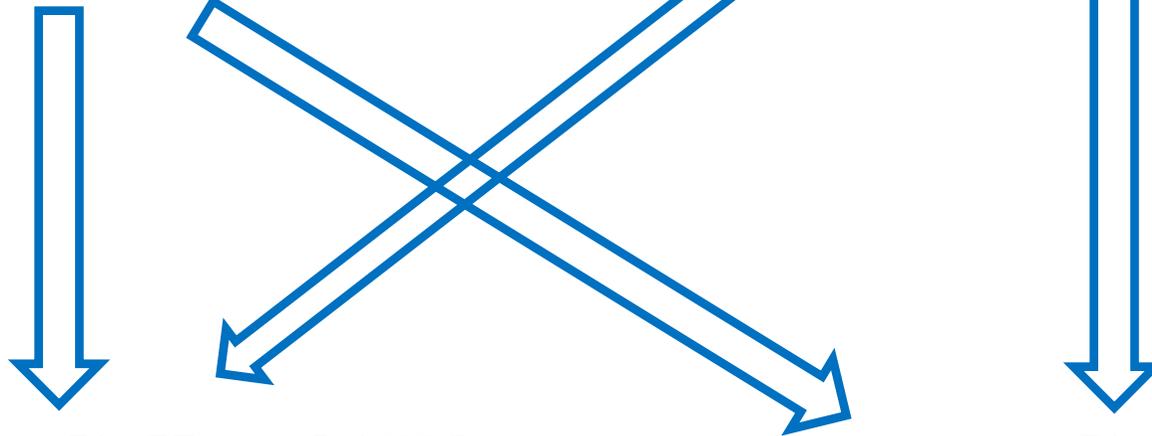
個人（父） B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（賃貸紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸①）	×××	基礎控除	×××
不動産（賃貸②）	×××		
不動産（賃貸③）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（母） B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

問題点は？



個人（長男） B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女） B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

個人財産・法人財産の関連性

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（貸付紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸）	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（60%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（40%）	×××		

次世代への資産の承継方法は・・・
 贈与？
 相続？

法人B/S（相続税評価額）

現預金	×××	金銭債務（買掛金など）	×××
その他金融資産	×××	借入金（金融機関）	×××
商品、製品	×××	借入金（役員）	×××
固定資産	×××	父 60%	母 40%
建物（建附）			
構築物等			
土地			
借地権			
保険積立金	×××		
営業権	×××		

本当に債務はこれだけ？

- (1) 身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
 - (2) 遺言（自筆証書・公正証書等）の作成・書換
 - (3) 預貯金の入手金手続
 - (4) 証券会社の売買指示
 - (5) 生命保険契約関係
（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
 - (6) 贈与契約（現金、不動産、自社株等）
 - (7) 自社株売却（M&A、関連法人等）
 - (8) 不動産関連行為（売買、建築、建替、管理等）
 - (9) （収益物件の購入・建築に伴う）金銭消費貸借契約
 - (10) 議決権行使（株主総会・取締役会等）
 - (11) 信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
 - (12) 遺産分割協議
 - (13) 相続放棄
- etc

事業承継計画（サンプル）

【基本方針】

- ①社長から長男への親族内承継を進める。
- ②6年目に事業承継税制（特例版）を用いて贈与実行。同時に社長交代。
社長交代と同時に会長就任。10年目に完全引退。
- ③長女（非承継者）に対する遺留分手当を7年目に実施。

項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
会社	売上高	7億円	→	→	→	→	10億円	→	→	→	→	12億円
	経常利益	4千万円	→	→	→	→	5千万円	→	→	→	→	6千万円
	定款・株式・その他		経営承継計画の提出（確認申請）	相続人に対する売渡請求の導入	少数株主からの株式買取り（金庫株）			役員刷新 & 認定申請	経済産業大臣の確認 & 家庭裁判所の許可			
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職	代表取締役社長	→	→	→	→	→	会長	→	相談役	→	完全引退
	関係者の理解											
	株式・財産の分配		生命保険加入（個人・法人）	公正証書遺言の作成 ※1				事業承継税制（特例版）による贈与	遺留分対応（固定合意）段取り ※2			
	持株（%）	60%	→	→	67%	→	→	0%	→	→	→	→

事業承継計画（サンプル）

年齢		35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
役職		営業部長	平取締役	平取締役	常務取締役	常務取締役	専務取締役	代表取締役社長	→	→	→	→
後継者教育	社内	支店営業	本店営業	本店営業	全社営業	全社営業	本社管理	統括責任	→	→	→	→
	社外		後継者育成機関									
持株 (%)		30%	→	→	33%	→	→	100%	→	→	→	→
								贈与税の納税猶予				
備考		※1：長男へ「自社株・貸付金・会社建物敷地・同居自宅一式・納税資金」を相続させる旨の遺言 長女へ「預貯金」を相続させる旨の遺言 ※2：長女へ遺留分（固定合意）の段取り。個人保険（一時払い終身保険）の名義変更も対応策として検討										

事業承継税制（特例版）の概要 ～令和4年度税制改正含む～

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等

後継者が贈与を受けた非上場株式等（都道府県の認定を受けているものに限る）に対応する贈与税額の全額を贈与者が死亡する日まで納税を猶予する制度です（措法70の7の5）。この適用を受けた非上場株式等は、贈与者の死亡の際、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。ただし、受贈者が贈与者から贈与時の価額で相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされます（措法70の7の7）。

なお、その際、都道府県知事の確認を受け、一定の要件を満たす場合には、相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）の適用を受けることができます。

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等

都道府県知事認定を受けた非上場会社の後継者である相続人等が、被相続人から非上場株式等を相続等により取得をした場合には、非上場株式等に係る相続税の全額の納税が猶予され、後継者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます（措法70の7の6）。

STEP 1

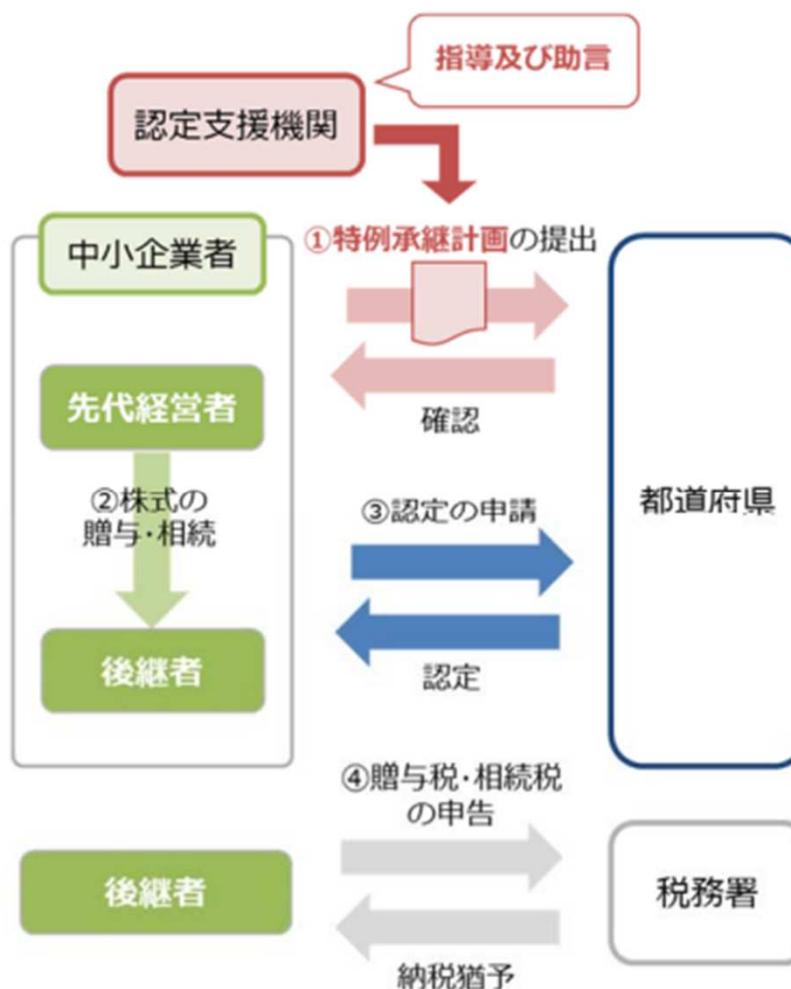
中小企業者は特例承継計画（認定支援機関による指導及び助言について記載）を作成し、都道府県に提出。

STEP 2

株式の承継を行い都道府県に認定申請。都道府県知事が認定。

STEP 3

特例承継計画・認定書の写しとともに、税務署へ納税申告。納税猶予の開始。



(出典) 中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

事業承継税制の特例版と一般版の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 2018（平成30）年4月1日から 2023（令和5）年3月31日まで 大綱：2024（令和6）年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 2018（平成30）年1月1日から 2027（令和9）年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	実質撤廃	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

(出典) 国税庁ホームページ
Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

	現行	改正案
特例承継計画の提出期限	2023年（令和5年3月31日）	2024年（令和6年3月31日）
特例制度の適用期限	2027年（令和9年12月31日）	改正なし（同左）

法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和5年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する。この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待する。

出典：令和4年度税制改正大綱（P7）

- 特例版の実行期限（令和9年12月31日）には変更ないことが明記された。そのため、上記期限までに贈与するか又は相続等が発生する必要がある。
納税猶予が納税免除に行きつくまでには非常に長い期間が生じます。
- 納税免除に行きつくまでに期限確定（打ち切り）される可能性があるため
納税資金確保は必須事項。
- 納税資金を法人で留保しておき、相続時に法人から相続人へ資金が回せる
仕組み作りが必須。
- 子が複数いる場合には、後継者に財産が集中するため、後継者以外の子から
遺留分を請求される可能性もある後継者は納税資金と遺留分侵害額請求に
対応する資金確保が必要

事業承継税制（特例版） 活用パターンを検証

1. 最終の相続税免税まで目指す

→ 価格固定効果を楽しむことが可能となる

+ a 相続でとりあえず適用させ納税資金確保期間を作り出す

→ 免税までは辿り着けない場合に備えて、個人法人で資金確保するための期間を作り出す

2. 自社の株価急落した場合に後継者に納税資金が不足する場合

→ 一旦猶予することで価格固定効果を楽しむ

3. 分散株式への対応

→ 分散株式の受け皿として承継者に事前に集中させる

4. 資産管理会社の対応

→ 事業会社と資産管理会社を並列で所有している場合の対応

1. 相続税免除を目指す

- スタートが「贈与」の場合、最終出口は「相続税の免除」①②③④
- スタートが「相続」の場合、最終出口は「相続税の免除」③④

①「贈与税の猶予」

②「贈与税の免除」

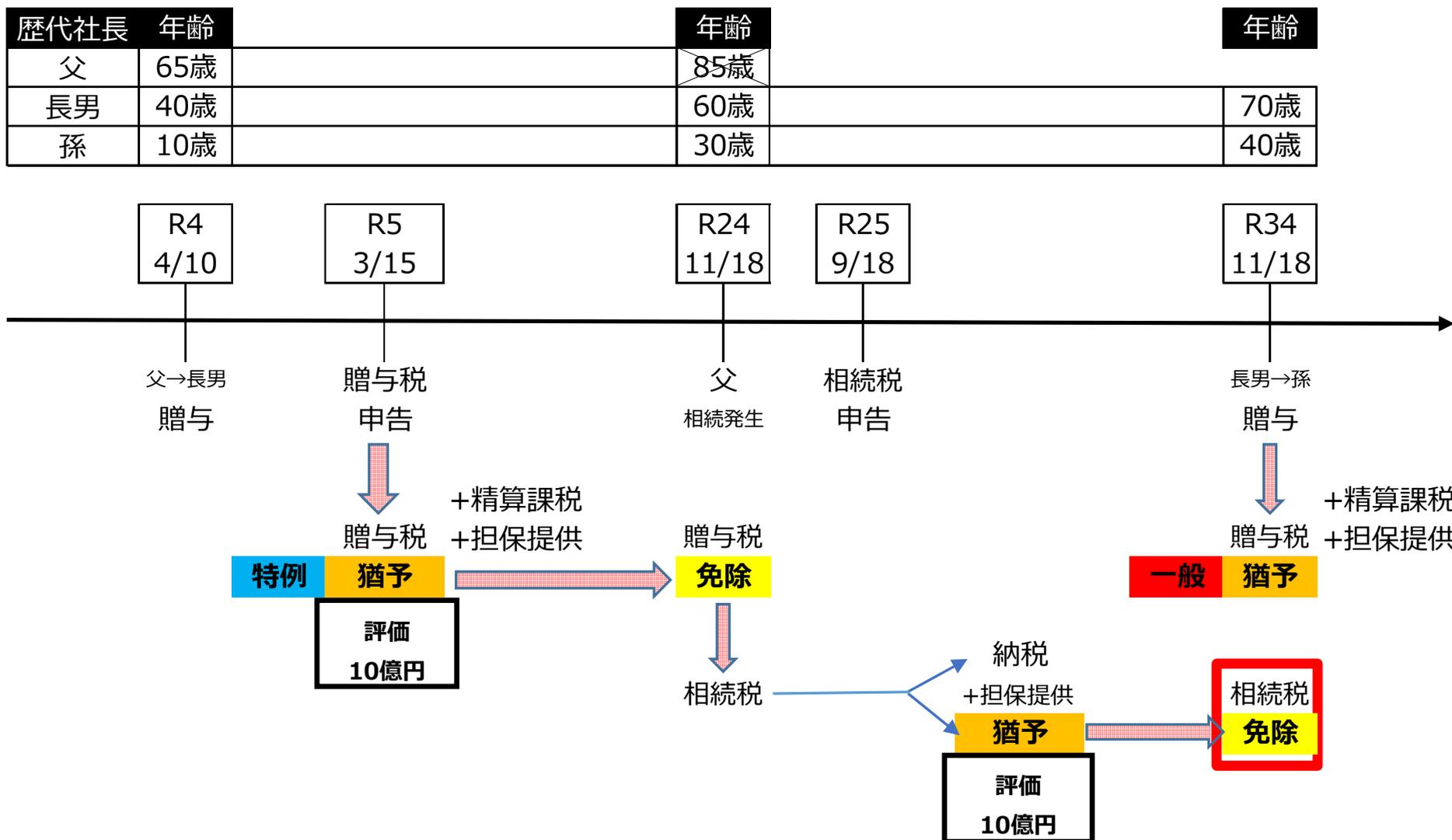
↓ みなし相続による相続税課税

③「相続税の猶予」

④「相続税の免除」

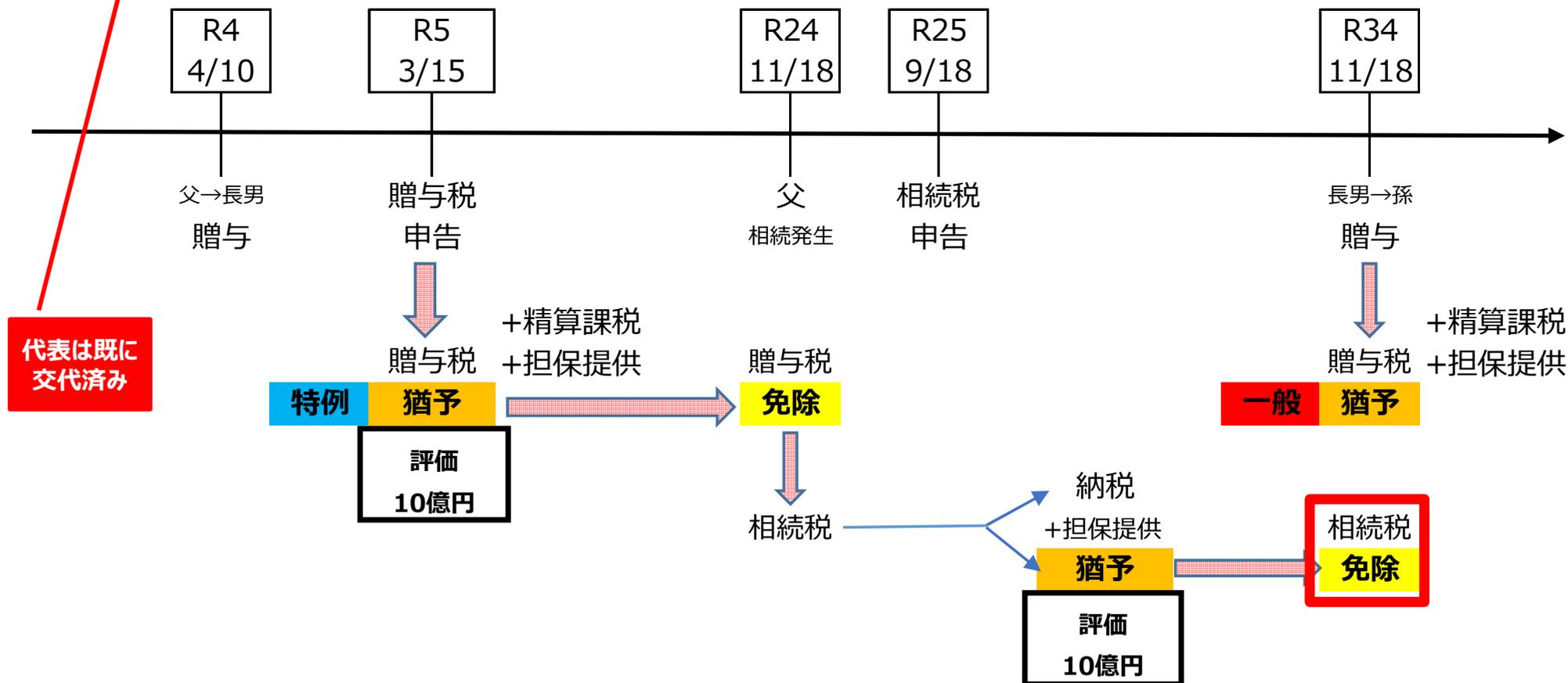
- ただし、④「相続税の免除」までの道のりは果てしなく長いかも・・・

入口（贈与税猶予） → 出口（相続税免除）



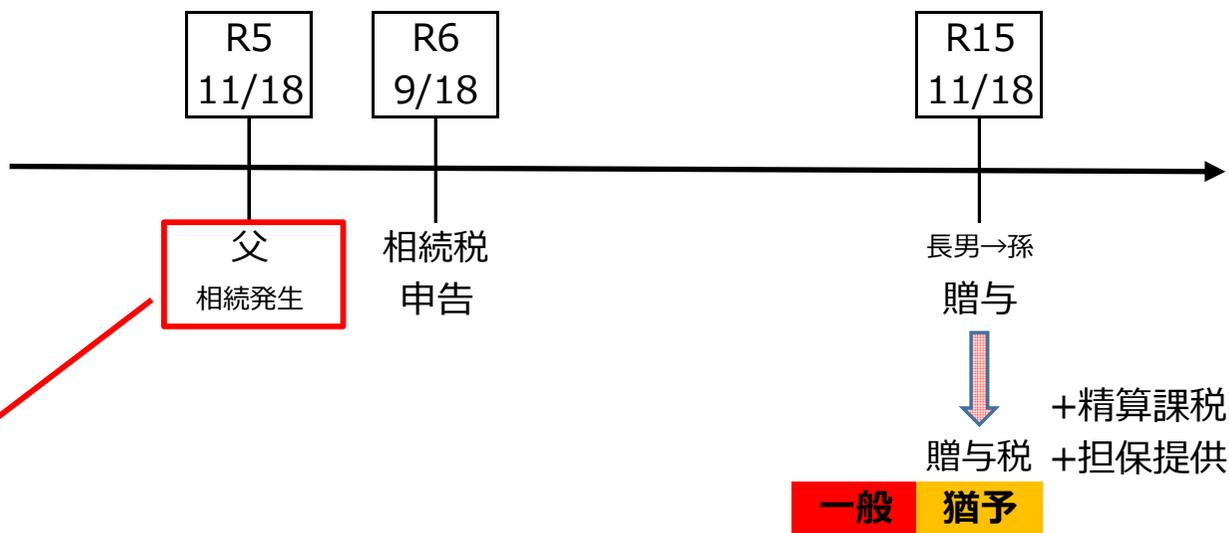
入口（贈与税猶予） → 出口（相続税免除）

歴代社長	年齢	年齢	年齢
祖父（先代）	80歳	90歳	
父	55歳	65歳	75歳
長男	25歳	35歳	45歳

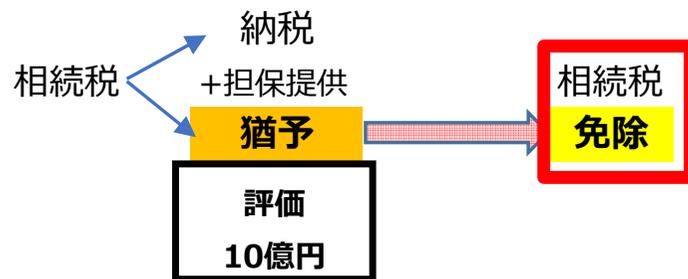


入口（相続税猶予） → 出口（相続税免除）

歴代社長	年齢		年齢
祖父（先代）	85歳		
父	60歳		70歳
長男	30歳		40歳



父が代表のまま亡くなっていた場合：代表交代
既に長男へ代表交代されていた場合：特になし



+a 相続時精算課税と同様の効果を狙う
⇒要件「60歳以上の者から20歳以上の者への贈与」

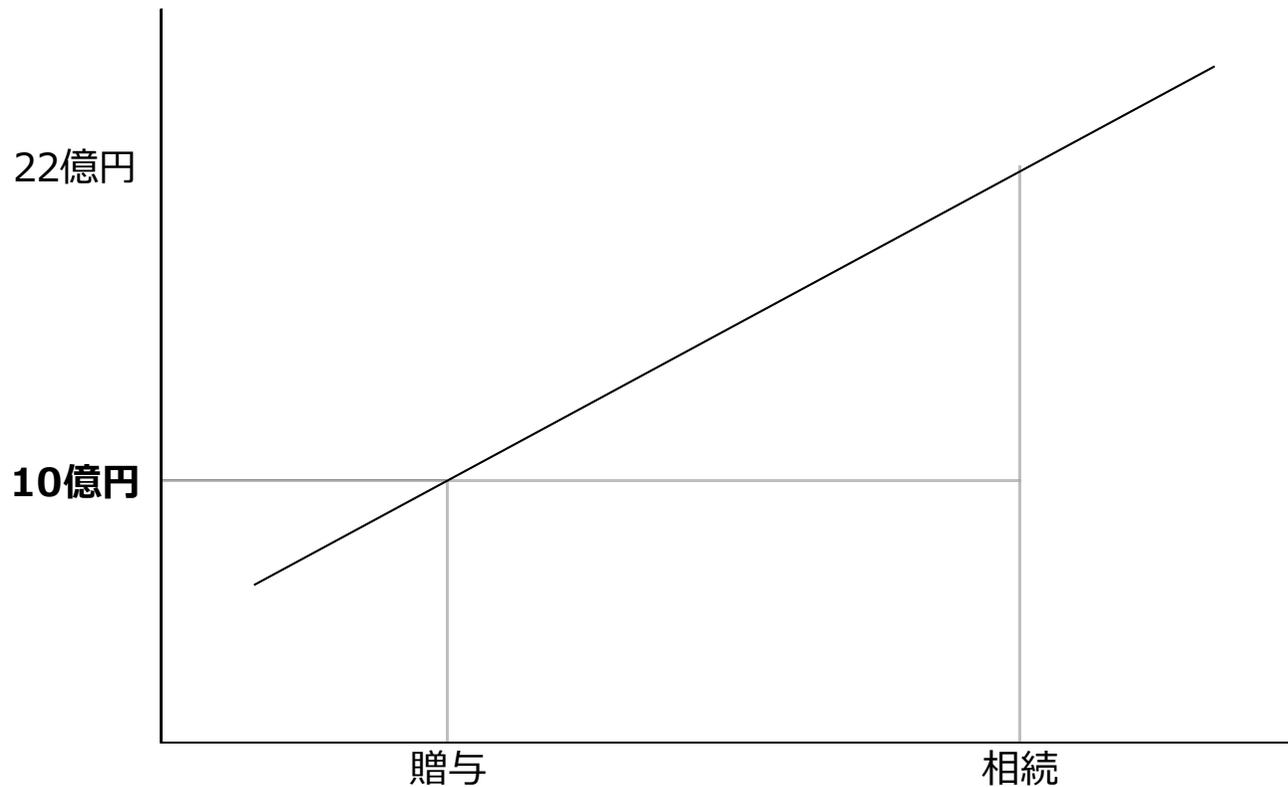
⇒**贈与税**の納税猶予の**後継者**の年齢要件は20歳以上
(令和4年4月1日からは18歳以上)
(相続税の納税猶予(特例版)は後継者の年齢要件は
実質的に撤廃)

⇒贈与税の納税猶予の**先代経営者**の年齢要件はなし

結論

先代経営者が60歳未満である場合には、贈与税の納税猶予を適用することで相続時精算課税と同様の効果を得ることが可能

価格固定効果（イメージ図）



贈与時株価（10億円）＜相続時株価（22億円）

→ 贈与時株価のまま税制上は固定可能！

（上記：相続税評価額）

2. 後継者に納税資金がないケース

⇒株価が一時的に下がったが後継者に納税資金がない

⇒相続時精算課税20%の納税も困難

結論

後継者に納税資金がない場合には、贈与税の納税猶予を適用することで相続時まで納付を繰り延べることが可能

結論+@

納税資金は相続開始から3年10か月以内に金庫株特例により確保

3. 分散株式の対応

⇒株式が後継者の兄弟や第三者に分散している

⇒後継者が直接買い取り資金を確保するのは現実的に困難

結論

先代経営者が分散株式を買い取り、事業承継税制の対象とする。

⇒先代経営者の現金 = 自社株式 = 納税猶予 = 免除

4. 資産管理会社の対応

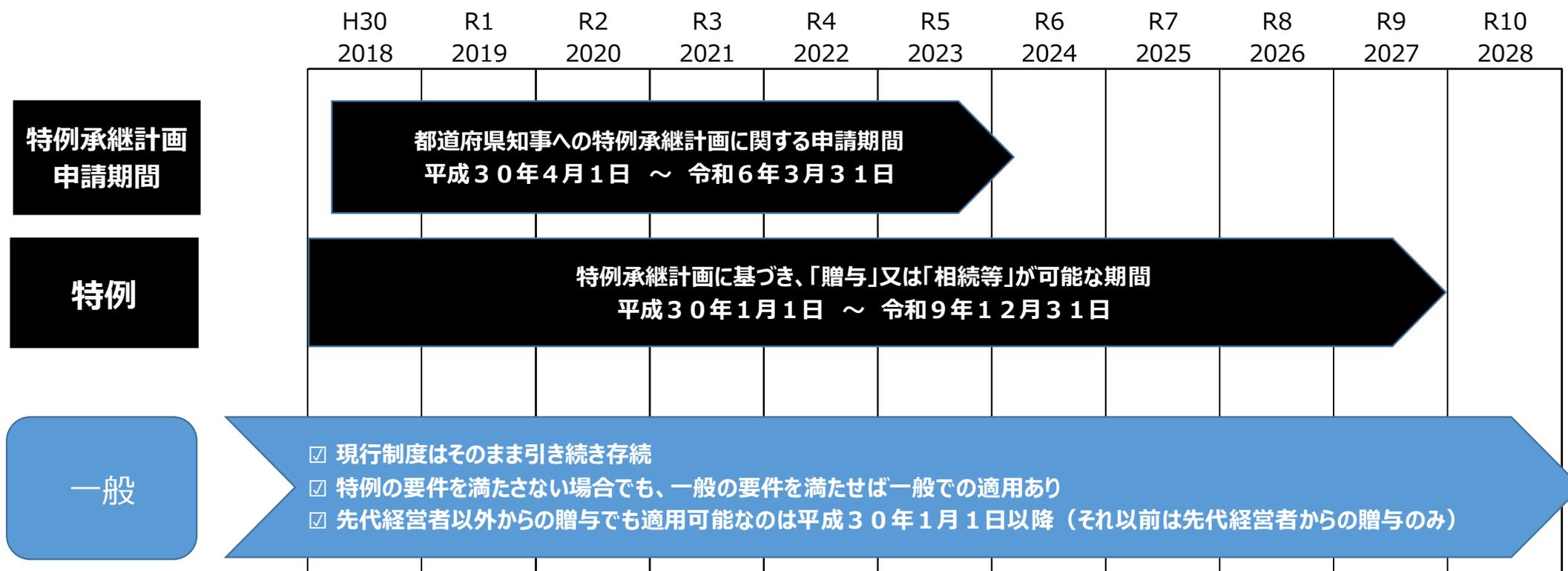
⇒事業会社と資産管理会社を所有している
(個人株主の直下に並列)

⇒どちらの会社にも事業承継税制を適用させたい

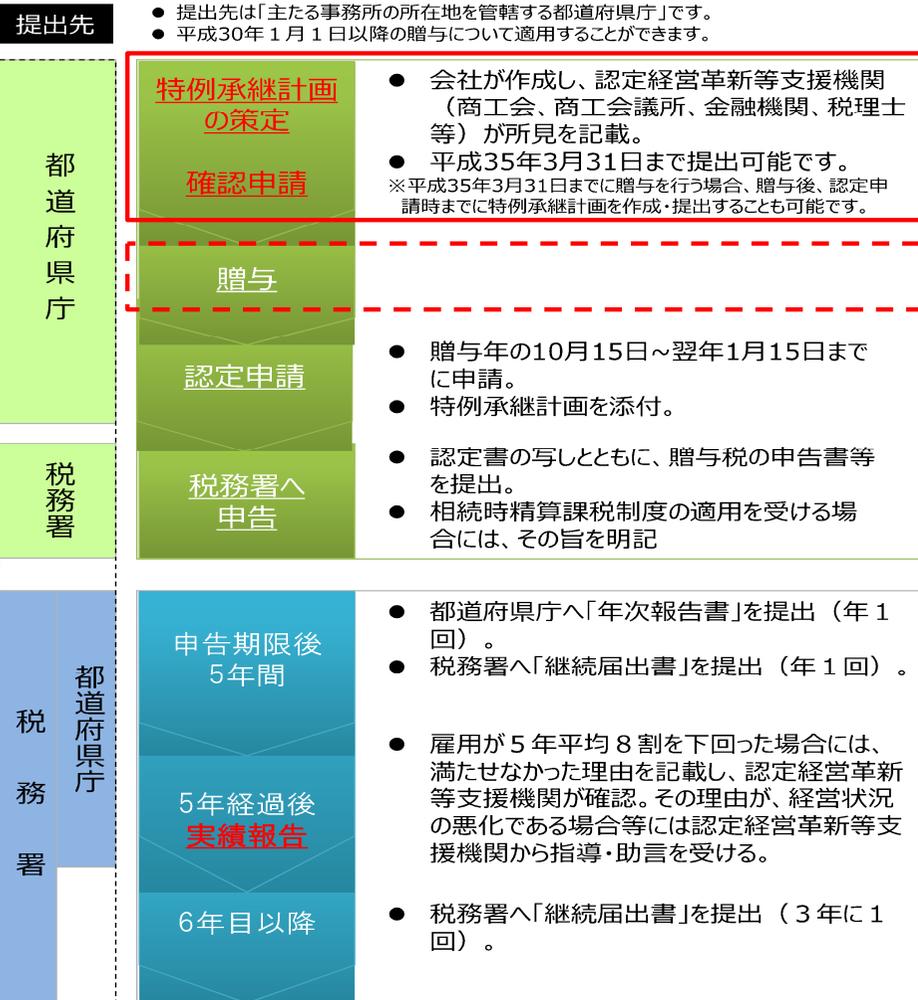
結論

株式交換により、事業会社を親会社とすることで両社に適用可能。
株価は親会社が大会社でない場合には上昇する可能性あり。
合併でも両社適用可能だが、株価が上昇する可能性あり。
また、3年間は純資産評価となる可能性大。

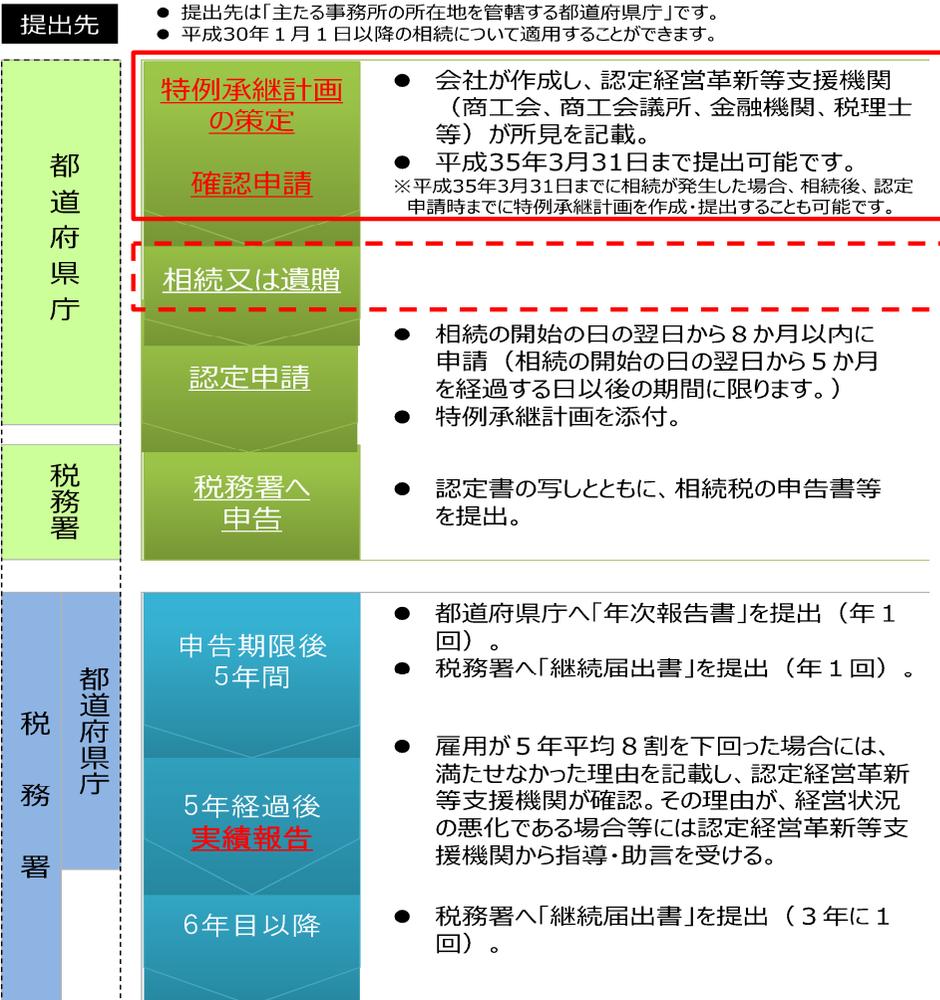
事業承継税制（特例版） 要件検証と注意点



■ 贈与税の納税猶予及び免除 手続フロー



■ 相続税の納税猶予及び免除 手続フロー



出典：中小企業庁「-経営承継円滑化法- 申請マニュアル【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】（平成30年4月施行）」のうち一部抽出加工

贈与税・相続税の納税猶予制度（特例版）

■ 贈与時の要件

①対象会社	②後継者（全て贈与時）	③先代経営者
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること ただし、以下除く 上場会社 風俗営業会社 資産管理会社（除外規定あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること
	<ul style="list-style-type: none"> ・同族内で筆頭株主になること※ ・18歳以上であること ・役員の就任から3年以上経過していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・同族内で筆頭株主であったこと

※後継者1人を想定

■ 相続時の要件

①対象会社	②後継者	③先代経営者
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること ただし、以下除く 上場会社 風俗営業会社 資産管理会社（除外規定あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始の日の翌日から5カ月を経過する日において会社の代表者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること（相続開始時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること
	<ul style="list-style-type: none"> ・同族内で筆頭株主になること※（相続開始時） ・相続開始の直前において、会社の役員であること（被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に記載されている者である場合を除く） 	

※後継者1人を想定

主な認定申請添付書類（贈与）【10月15日～1月15日まで】

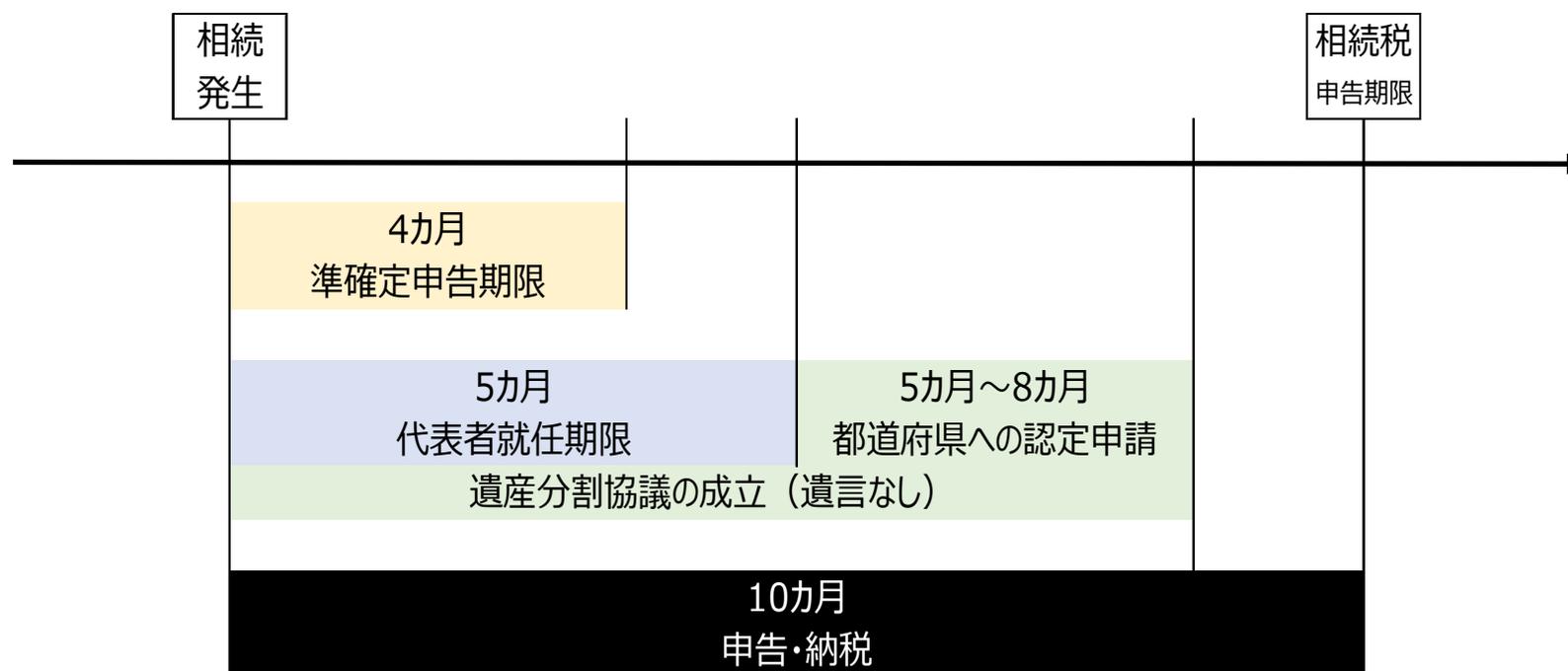
- 認定申請書（様式第7の3）
- 贈与認定申請基準日の定款の写し【認定申請日付けで原本証明】
- 株主名簿の写し（持分会社は「定款の写し」）【認定申請日付けで原本証明】
 - ・贈与者が代表者であった時の株主名簿の写し
 - ・贈与の直前の株主名簿の写し
 - ・贈与の時の株主名簿の写し
 - ・贈与認定申請基準日の株主名簿の写し
- 申請会社の履歴事項全部証明書※左記証明書に、先代経営者が代表者であった旨の記載がない場合は、先代経営者が代表者であった旨の記載がある閉鎖事項証明書も併せて添付
- 贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類
- 贈与税の見込み額を記載した書類（贈与税の申告書一式）

- 認定申請書（様式第8の3）
- 相続認定申請基準日の定款の写し【認定申請日付けで原本証明】
- 株主名簿の写し（持分会社は「定款の写し」）【認定申請日付けで原本証明】
 - ・被相続人が代表者であった時の株主名簿の写し
 - ・相続開始の直前の株主名簿の写し
 - ・相続開始の時の株主名簿の写し
 - ・相続認定申請基準日の株主名簿の写し
- 申請会社の履歴事項全部証明書※左記証明書に、先代経営者が代表者であった旨の記載がない場合は、先代経営者が代表者であった旨の記載がある閉鎖事項証明書も併せて添付
- 遺言書の写し、遺産分割協議書の写しその他の当該株式の取得の事実を証する書類
- 相続税の見込み額を記載した書類
（相続税の申告書第1表、第8の2表及びその付表、第11表）

+ α 遺産分割確定要件（相続税）

■ポイント

- ☑ 相続税の納税猶予制度を適用する場合には、遺産分割確定要件あり
 - 8カ月目までに都道府県への認定申請が必要になるため、そこまでに少なくとも対象株式の分割協議が確定しておく必要あり（一部分割可）
 - 今後は遺言の作成が必須（**自筆証書遺言の方式緩和により勧めやすい**）



■ 自筆証書遺言の方式緩和（平成31年1月13日施行）

（自筆証書遺言）

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

参考資料

参考資料

自筆証書遺言の方式（全文自書）の緩和方策として考えられる例

1 遺言書本文（全て自書しなければならないものとする。）

遺言書

- 1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
 位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
 職 業 弁護士
 氏 名 丙山 太郎
 生年月日 昭和〇年〇月〇日

平成31年2月1日

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

甲野太郎 印

1

2 別紙目録（署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。）

物件等目録

- 第1 不動産
 - 1 土地

所 在	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目
地 番	〇番〇
地 積	〇〇平方メートル
 - 2 建物

所 在	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号	〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	1階 〇〇平方メートル 2階 〇〇平方メートル
 - 3 区分所有権
 - 1 棟の建物の表示

所 在	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
建物の名称	〇〇マンション
 - 専有部分の建物の表示

家屋 番号	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番の〇〇
建物の番号	〇〇
床 面 積	〇階部分 〇〇平方メートル
 - 敷地権の目的たる土地の表示

土地の符号	1
所在敷地番	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇
地 目	宅地
地 積	〇〇平方メートル
 - 敷地権の表示

土地の符号	1
敷地権の種類	所有権
敷地権の割合	〇〇〇〇分の〇〇〇
- 第2 預貯金
 - 1 〇〇銀行〇〇支店 普通預金

口座番号	〇〇〇
------	-----
 - 2 通常貯金

記 号	〇〇〇
番 号	〇〇〇

甲野太郎 印

2

事業承継税制（特例版）と民法特例 両面の検証

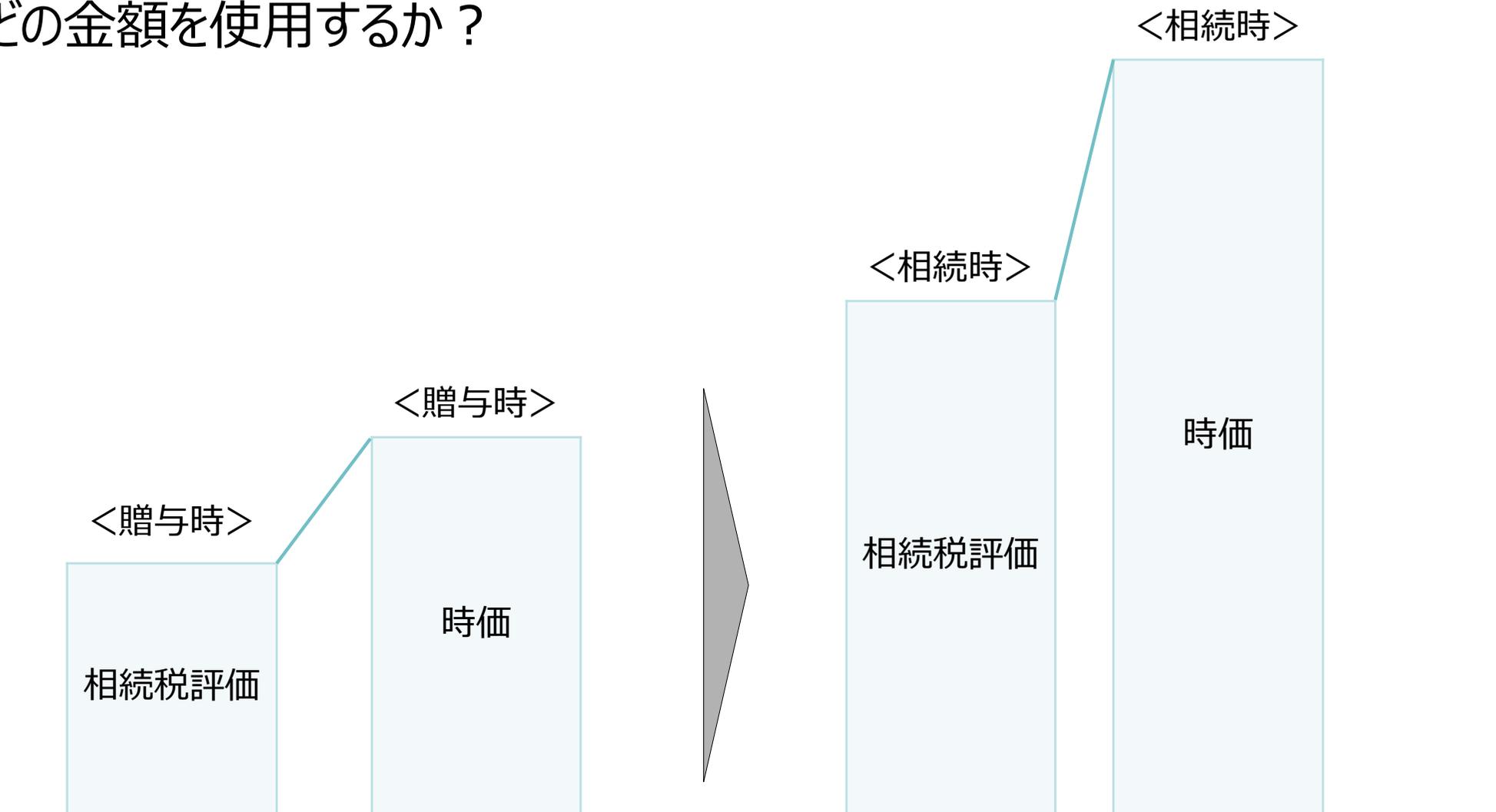
事業承継税制はあくまで税制上の優遇措置であり、民法上の遺留分対策はこれとは別に必要であること

➡ 特例事業承継税制は税務面を担保するものであり、民法特例（除外合意、固定合意）は従前のとおりである

➡ ①遺留分放棄、②除外合意、③固定合意、④民法改正（持ち戻し10年限定）で対応を図る

➡ もしくは、遺留分侵害額請求権に対応できる資金手当てをする

どの金額を使用するか？



■ 遺留分制度の見直し（令和元年7月1日施行）

① 金銭債権化（民法1046①）

② 遺留分算定基礎財産への持戻しの期間限定（民法1044①③）

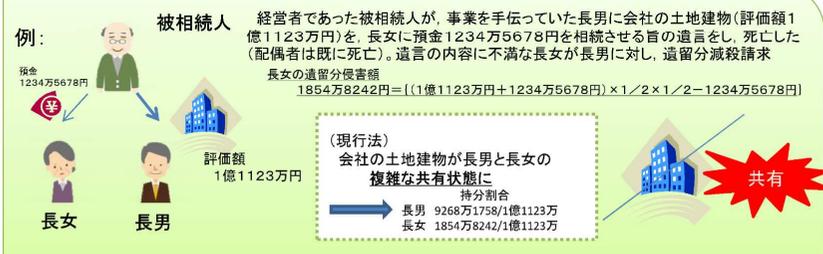
遺留分制度の見直し

1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化する
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにする。

2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ



3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

（改正後）
 遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
 同じ事例では、長女は長男に対し、
 185,478,242円 請求できる。



■ 遺留分制度の見直し（左記以外）

- 改正後民法1044条①③ → 遺留分算定基礎1（特別受益）
- 相続人に対する特別受益の持戻し期間が10年間となった（③）
- ただし、①（当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても同様とする）あり
- 「**損害を加えることを知って**」とは、「遺留分権利者の遺留分を侵害することを認識しており、その後将来にわたって財産が増加する可能性が少ないことを認識してなされたもの」（**双方害意**）

☑ 影響

- 特に、事業承継案件には今後重大な影響を及ぼす
- 金銭債権化により資金確保できなければ譲渡税の可能性も（注意：所得税基本通達33-1の6）

☑ 対応策

- 金銭債権化されたことにより、金銭確保のための生命保険が必須
- 遺留分を減少させるための方策としても生命保険は必須
つまり、代償交付金として生命保険を使用

第千四十四条 **贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）**」とする。

（遺留分侵害額の請求）

第千四十六条 **遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。**

2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額

二 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

➔ 遺留分の問題 = 遺言や相続開始前の財産処分によって最低限の遺産さえ取得できない相続人が出てきた場面

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）

33-1の6 民法第1046条第1項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産**（当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。）**の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡した**こととなる。（令元課資3-3、課個2-20、課法11-5、課審7-3追加）

（注）当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38-7の2参照

→ 民法の整理 : **物の直接返還** から **金銭支払** へ
→ 税務上の考え方の変化 : **物の返還（相続税の範疇）** から **代物弁済（譲渡税の範疇）** へ

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）

38-7の2 民法第1046条第1項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したこととなる。（令元課資3-3、課個2-20、課法11-5、課審7-3追加）

裁判所HP (除外合意・固定合意)

受付印		家事審判申立書 事件名(遺留分の算定に係る合意)	
収入印紙 円		(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印紙</div> (貼った印紙に押印しないでください。) (注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。	
予納郵便切手 円			
予納収入印紙 円			
准口頭	関連事件番号	平成	年(家)第

<input type="radio"/> <input type="radio"/> 家庭裁判所 御中	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲野次郎 (印)
平成	年	月
		日

添付書類	
------	--

申立人	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立の場合は、記入する必要はありません。)	
		〇〇 都府県	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	() 方
旧代表者	連絡先	〒 -	電話 ()
		(注: 住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。)	() 方
	フリガナ氏名	コウノジロウ	大正昭和平成 〇年〇月〇日生 (〇 歳)
		甲野次郎	
※	職業	会社代表者	
	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立の場合は、記入する必要はありません。)	
		〇〇 都府県	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇	() 方	
連絡先	〒 -	電話 ()	() 方
フリガナ氏名	コウノハナコ	大正昭和平成 〇年〇月〇日生 (〇 歳)	
	甲野花子		
職業	無職		

(注) 太枠の中だけ記入してください。
 ※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。
 別表第一 (1 / 2)

申立ての趣旨
経済産業大臣が平成〇年〇月〇日付け中第〇〇号をもって確認した遺留分の算定に係る合意を許可するとの審判を求めます。

申立ての理由
1 申立人は旧代表者の二男です。旧代表者は〇〇株式会社の代表取締役でしたが、平成〇年〇月〇日、申立人が旧代表者から同会社の代表権を受け継ぎ、それ以後、申立人が代表者を務めています。
2 申立人及び「遺留分に関する民法の特例に係る確認証明書」添付の「後継者以外の推定相続人目録」記載の旧代表者の推定相続人全員は、平成〇年〇月〇日、同会社の経営の承継の円滑化を図るために、上記証明書添付の合意書面の写しとおり、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律4条1項(及び5条/6条2項)の遺留分の算定に係る合意をしました。
3 申立人は、平成〇年〇月〇日、経済産業大臣に対し、上記合意の確認申請を行い、同法7条1項の各号のいずれにも該当することについて、平成〇年〇月〇日にその確認を受けましたので、合意の効力を生じさせるため、申立ての趣旨のとおり審判を求めます。

遺留分に関する民法特例のポイント（会社向け）

経営承継円滑化法の遺留分に関する民法の特例制度を活用すると、後継者及び現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与等された自社株式について、

- ① 遺留分算定基礎財産から除外（除外合意）
- ② 遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定（固定合意）

をすることができます（両方を組み合わせることも可能です）。

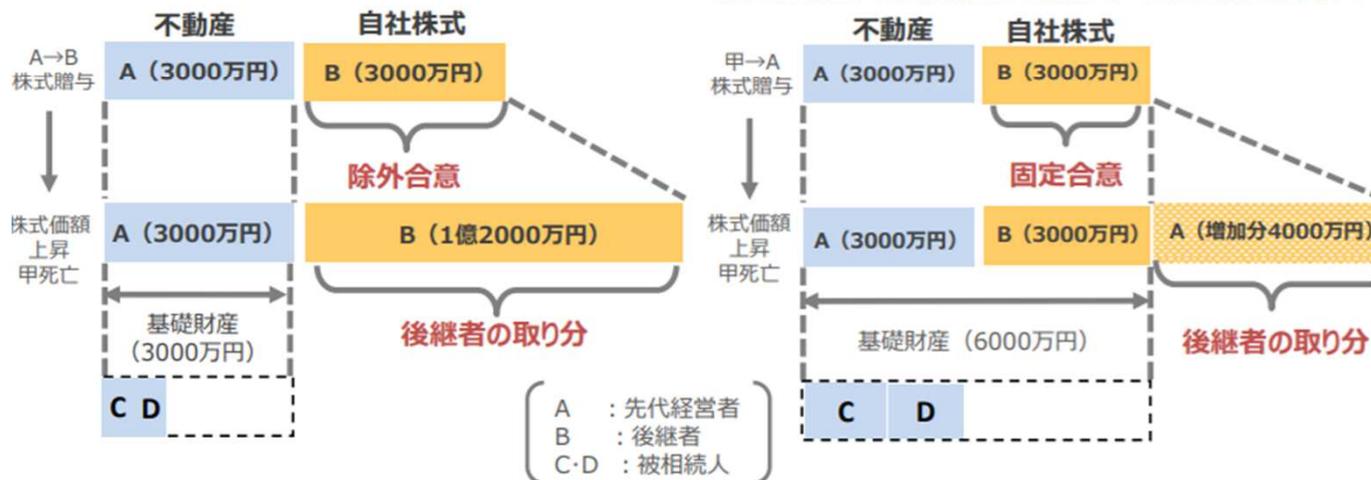
① 除外合意

後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができます。

② 固定合意

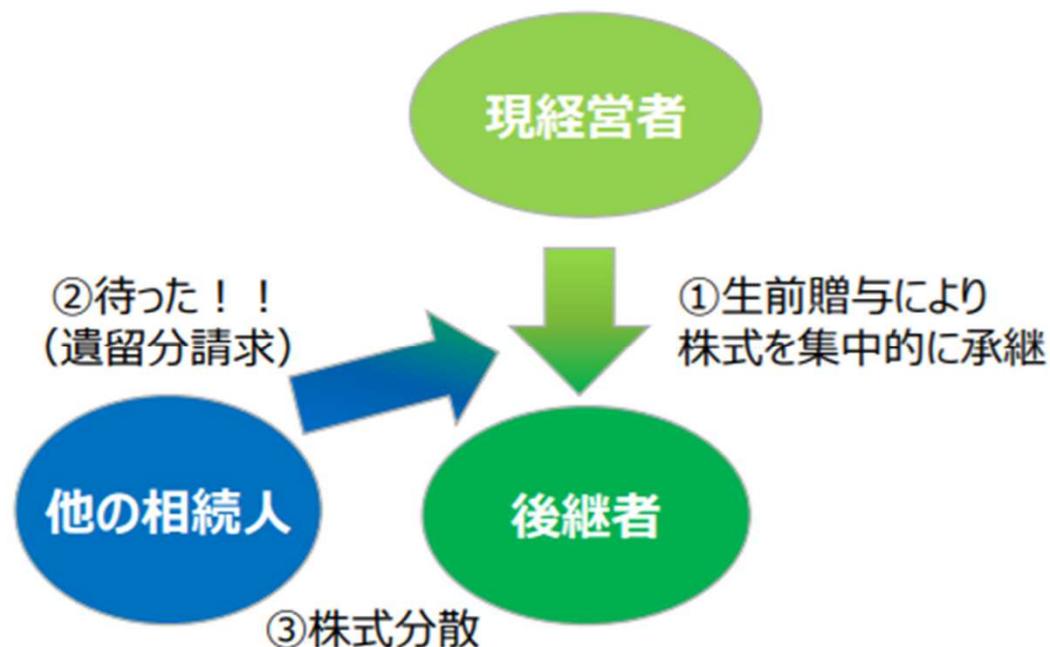
自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。

※ 固定する合意時の時価は、合意の時点における相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。



「遺留分」とは

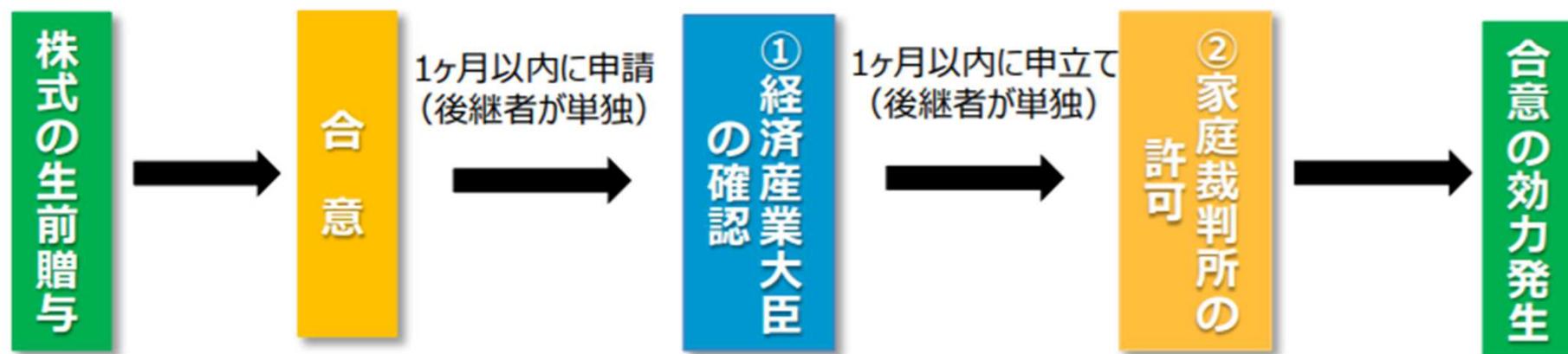
「遺留分」とは、民法上、最低限保障されている相続人の取り分であり、遺産の半分が「遺留分」となります。遺留分は被相続人(先代経営者)の意思にかかわらず、相続人全員が確保することができるため、他の相続人が過大な財産を取得し、自己の取得分が遺留分よりも少なくなった場合には、自己の遺留分に相当する金額の支払いを請求することができます。



- 推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する金額の支払いを求められた結果、自社株式が分散してしまうなど、事業継続の妨げとなる場合があります。
- 遺留分の特例を活用し、円滑な事業承継を実現しましょう。

活用までの手続の流れ

民法特例を利用するには、適用要件を満たした上で、「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。



適用要件

- ①会社
 - ・中小企業者であること。
 - ・合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
- ②先代経営者
 - ・過去又は合意時点において会社の代表者であること。
- ③後継者
 - ・合意時点において会社の代表者であること。
 - ・現経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。

① 経済産業大臣の確認

主な作成書類及び添付書類（提出先：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課）	
主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 確認申請書 <input type="checkbox"/> 確認証明申請書 ※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておく、確認書と同時に交付が受けられます。 <input type="checkbox"/> 合意書	<input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等 <input type="checkbox"/> 上場会社でない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 現経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本又は抄本若しくは法定相続情報一覧図 ※現経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本が必要です。ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。 <input type="checkbox"/> （固定合意の場合のみ）税理士等の証明書

② 家庭裁判所の許可

経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所（※）に「申立書」に必要書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。

家庭裁判所は、合意が当事者全員の真意によるものであるかどうかを確認し、そのように認められる場合、許可を行います。

（※）管轄裁判所は、現経営者の住所地の家庭裁判所です。

除外合意・固定合意（中小企業庁HPより）

<合意書の一例>

合意書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する（以下「本件合意」という）。

（目的-法7条1項1号）

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認-法3条2項及び3項）

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意-法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの令和〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち〇〇株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち〇〇株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇〇円（1株あたり☆☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置-法4条4項）

第4条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。
2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。

- 3 前2項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（法4条1項の株式等以外の財産に関する合意-法5条）

第5条 B、C及びDは、BがAからの令和〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した〇〇について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

（衡平を図るための措置-法6条）

第6条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから令和〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから令和〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

（経済産業大臣の確認-法7条）

第7条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

（家庭裁判所の許可-法8条）

第8条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条ないし第6条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

（以下、本頁余白）

除外合意・固定合意（中小企業庁HPより）

以上の合意を証するため、本書〇通を作成し、各推定相続人が署名捺印する。

令和〇〇年〇月〇日

本籍

住所

推定相続人 ○○ ○○ 印

本籍

住所

推定相続人 ○○ ○○ 印

本籍

住所

推定相続人 ○○ ○○ 印

中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル

「民法特例」

令和 3 年 2 月
中小企業庁財務課

特例承継計画作成時の注意点

特例承継計画

様式第21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

●●県知事 殿

令和●●年●月●日

郵便番号 000-0000
 会社所在地 ●●県●●市…
 会社名 株式会社承継玩具
 電話番号 ***-***-****
 代表者の氏名 承継 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 会社について

主たる事業内容	玩具小売業
資本金額又は出資の総額	10,000,000 円
常時使用する従業員の数	15 人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	承継 太郎
代表権の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (退任日 年 月 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	承継 一郎
特例後継者の氏名 (2)	承継 二郎
特例後継者の氏名 (3)	承継 花子

1. 会社について
 経営承継円滑化法の認定を受けようとする事業者の名称等を記載してください。

2. 特例代表者について
 保有する株式を承継する予定の代表者の氏名と、代表権の有無を記載してください（「無」の場合は、退任した年月日を記載）。

3. 特例後継者について
 特例代表者から株式を承継する予定の後継者の氏名を記載してください（最大 3 人まで）。特例後継者として氏名を記載された方でなければ、事業承継税制の特例の認定を受けることはできません。特例承継計画の時点では後継者は必ずしも社内にいる必要はなく、社外の者でもよい。

(出典) 中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	令和4年～令和5年頃予定
当該時期までの経営上の課題	・借入によりキャッシュフローが圧迫されていること
当該課題への対応	・商品在庫数を見直し、在庫回転率を向上させる ・借入の返済スケジュールの見直しを要請。 ・遊休資産の処分により手元現金を増やす。

4. 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について株式等の贈与後・相続後に本計画を作成する場合や、すでに先代経営者が役員を退任している場合には記載不要です。当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載してください。

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	【棚卸し資産の洗い出し】【在庫管理の見直し①】 IT導入①（レジ機能を持つタブレットを導入し、年齢別の売上傾向を把握。顧客管理システムを導入。）
2年目	【原価計算の適正化①】 IT導入②（在庫管理システムの導入。IT導入①とセットで行うことにより、売れ筋商品への注力を図り、商品の減耗防止や棚卸し回転率の向上を図る。）
3年目	【店舗改装工事】 バリアフリー化を図り、ベビーカーや車椅子でも店内を見やすいようにレイアウト変更を行う。 【広告活動の強化①】 店舗改装期間中に近隣住宅をポスティングに行い、改装直後の集客を図る。 HPを抜本的に見直し、性別や年齢別の人気ランキングを掲載する。
4年目	【原価計算の適正化②】【在庫管理の見直し②】 過去3年間の実績に基づき、改めて原価計算・在庫管理を行う。
5年目	【広告活動の強化②】 顧客管理システムに登録されたお客様に対して、新商品発売等に合わせてダイレクトメールを展開。 【商品ラインナップの充実】 安定的な消費が見込める文房具の取扱い開始。今後もメインターゲットである子ども向けの商品展開を充実させていく。

5. 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画
特例後継者が実際に事業承継を行った後の5年間で、どのような経営を行っていく予定か、具体的な取組内容を記載する。
この事業計画は必ずしも設備投資・新事業展開や、売上目標・利益目標についての記載を求めたものではなく、後継者が事業の持続・発展に必要なと考える内容を自由に記載できる。
すでに後継者が代表権を有している場合であっても、株式等の取得により経営権が安定したあとの取組について記載する。
当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載する。
計画通りに事業承継が進まなくても特に罰則等はない。

(出典) 中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

特例承継計画

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関ID番号	106・・・
認定経営革新等支援機関の名称	株式会社●●銀行●●支店
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	支店長●●
住所又は所在地	●●県●●市・・・

2 指導・助言を行った年月日

令和●●年4月5日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

後継者である承継一郎は、現在はIT企業(他社)で経験をつんでいるが、2022年頃に承継商店(株)に入社予定である。入社後は、培った経験を基に、積極的なIT活用による生産性向上を考えており、またその実現性は高い。

また、承継商店(株)で営業部長である承継二郎は自身の子育て経験に基づいた売上向上のための施策(売上ランキングの公表や、文房具の販売)を企画・立案しており、業務拡大への貢献度が高い。

総務・経理を担当している承継花子は、会社の財務状況を正確に把握しており「攻めの投資」が得意とする兄二人とは異なり、安定経営を支える基盤強化に努めている。

異なる特色を持つ兄弟3人が力を合わせて業務展開していくことで、まさに「三本の矢」となり、独創的かつ安定的な経営ができるものと考えます。

・中小企業者の作成した特例承継計画について認定支援機関の立場から、事業承継を行う時期や準備状況、事業承継時までの経営上の課題とその対処方針、事業承継後の事業計画の実現性など、円滑な事業承継を後押しするための指導及び助言を行い、その内容を記載する。

【主なポイント】

- ①「特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について」及び「特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画について」は「なぜその取組を行うのか」「その取組の結果、どのような効果が期待されるか」が記載されているかを確認する。
- ②「特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画」においては、すべての取組が必ずしも新しい取組である必要はありませんが、各年において取組が記載されている必要があります。記載例を参考に、可能な限り具体的な記載がなされているかを確認する。
- ③ 計画作成の数年後に株式の承継を行うことを予定しているなど、この計画の作成段階では承継後の具体的な経営計画を記載することが困難である場合には、大まかな記載にとどめ、実際に株式を承継しようとする前に具体的な計画を定めることも可能です。(その場合には、特例承継計画の変更手続を行う。)
- ④ 所見欄には、その取組への評価や、実現可能性(及びその実現可能性を高めるための指導・助言)を記載する。

(出典) 中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

特例承継計画の必要書類

	必要書類	備考
1	【様式21】確認申請書 (特例承継計画) (原本1部、写し1部)	経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書
2	履歴事項全部証明書	履歴事項全部証明書の原本(確認申請日の前3か月以内に取得したもの) ※特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、過去に代表者であった旨の記載が履歴事項全部証明書にない場合には、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書が必要
3	返信用封筒	

(出典) 中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

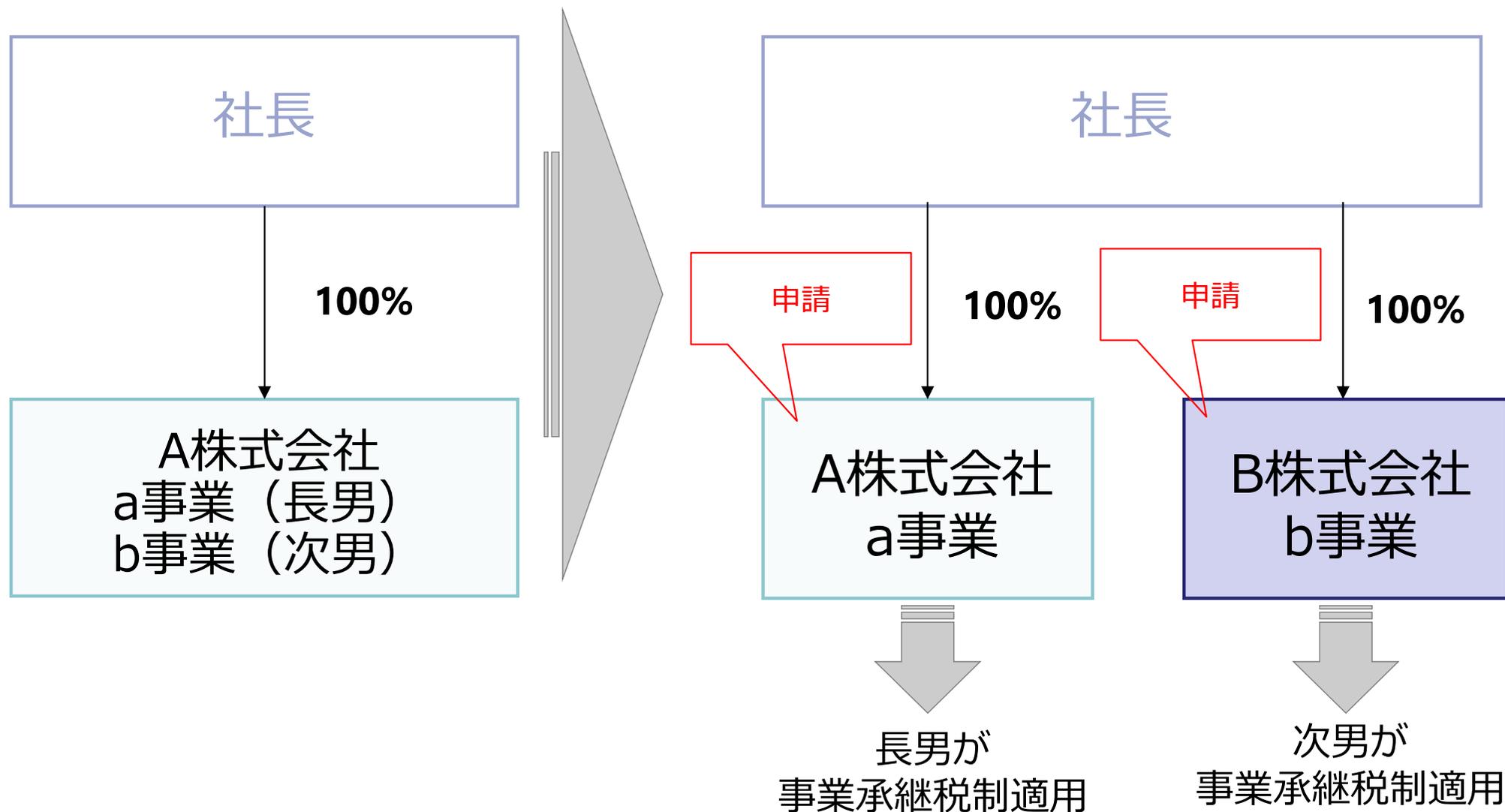
Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

特例承継計画のポイント

	ポイント
1	令和5年3月31日（大綱：令和6年3月31日）までに、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁に特例承継計画の提出・確認が必要
2	経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）の所見が必要
3	令和5年3月31日までの贈与又は相続の場合、期限内であれば贈与又は相続の後に特例承継計画を提出しても特例適用可能（本規定については、改正に伴い延長されるかは現時点では不明）
4	「特例承継計画」の変更申請を行うことも可能。（変更申請書（様式24）の提出が必要） 【想定される変更項目】 「後継者の変更」「後継者の人数」「経営計画（特例承継計画の4、5）の大幅な変更」
5	令和6年4月1日以後であっても、既に提出した特例承継計画を変更することは可能。 <u>ただし、再度認定支援機関による指導及び助言が必要。</u>
6	先代経営者以外の者からの贈与・相続については特例承継計画の提出は必要ない
7	特例承継計画を提出し、令和9年12月31日に贈与・相続がなかった場合でもデメリットはない

申請前に会社分割を行い、それぞれの会社で申請



特例承継計画提出後の注意点

1. 計画の内容に変更があった場合
変更申請書を都道府県に提出し、確認を受けることが可能。

2. 組織再編
合併等があった場合、報告書を都道府県に提出し、確認を受けることが可能。

特例承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更があった場合は、**変更申請書（様式第24）**を都道府県に提出し確認を受けることが可能。変更申請書には、変更事項を反映した計画を記載し、再度認定支援機関による指導及び助言を受けることが必要。

【注意点】

- ・特例後継者が事業承継税制の適用を受けた後は、当該特例後継者を変更することはできない。ただし、特例後継者を二人又は三人記載した場合であって、まだ株の贈与・相続を受けていない者がいる場合は、当該特例後継者に限って変更することが可能。
- ・特例後継者として特例承継計画に記載されていない者は、経営承継円滑化法の特例の認定を受けることはできない。
- ・事業承継後 5年間の事業計画を変更した場合（より詳細な計画を策定する場合を含む）も、計画の変更の手続きを行うことができる。特に、当初の特例承継計画においては具体的な経営計画が記載されてなかった場合は、認定支援機関の指導・助言を受けた上で、それを具体化するための計画の変更の手続きを行うことが求められる。
- ・変更申請書は、**令和5年4月1日**以後でも提出することができる。
（講師注）上記はマニュアルからの引用のため、日付は改正前のまま。

（出典）中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

特例承継計画の確認を受けた後に、当該確認を受けた中小企業者が合併により消滅をした場合又は株式交換等により完全子会社となった場合は、当該合併等に係る合併存続会社又は株式交換完全親会社等が、「合併等があった場合の報告書（様式第24の4）」を都道府県に提出し、確認を受けることができる。当該報告書には、合併存続会社又は株式交換完全親会社等における計画を記載し、再度認定支援機関による指導及び助言を受けることが必要。

【注意点】

- ・合併により消滅又は株式交換等により完全子会社となった中小企業者の特例代表者が、合併存続会社又は株式交換完全子会社等の特例代表者（特例代表者であった者を含む。）でない場合には、確認を受けることはできない。
- ・報告書は、令和5年4月1日以後でも提出することができる。
（講師注）上記はマニュアルからの引用のため、日付は改正前のまま。

（出典）中小企業庁 特例承継計画記載マニュアル

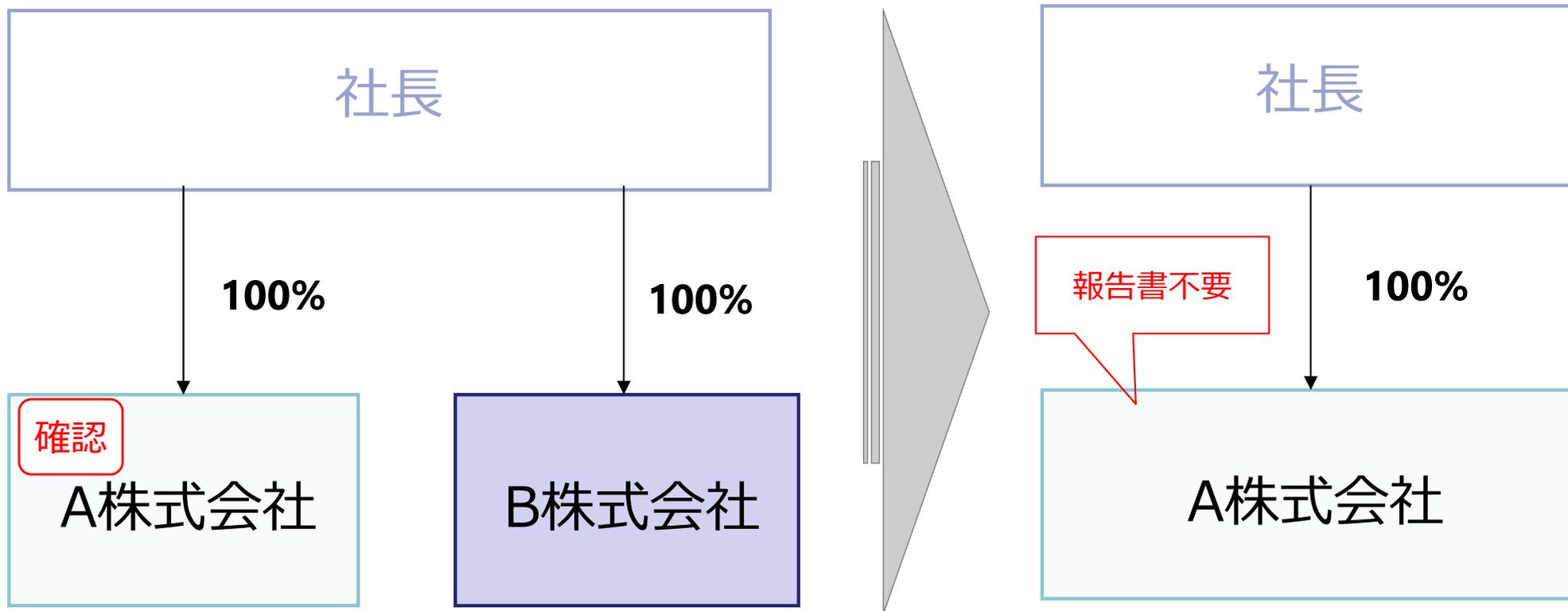
Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

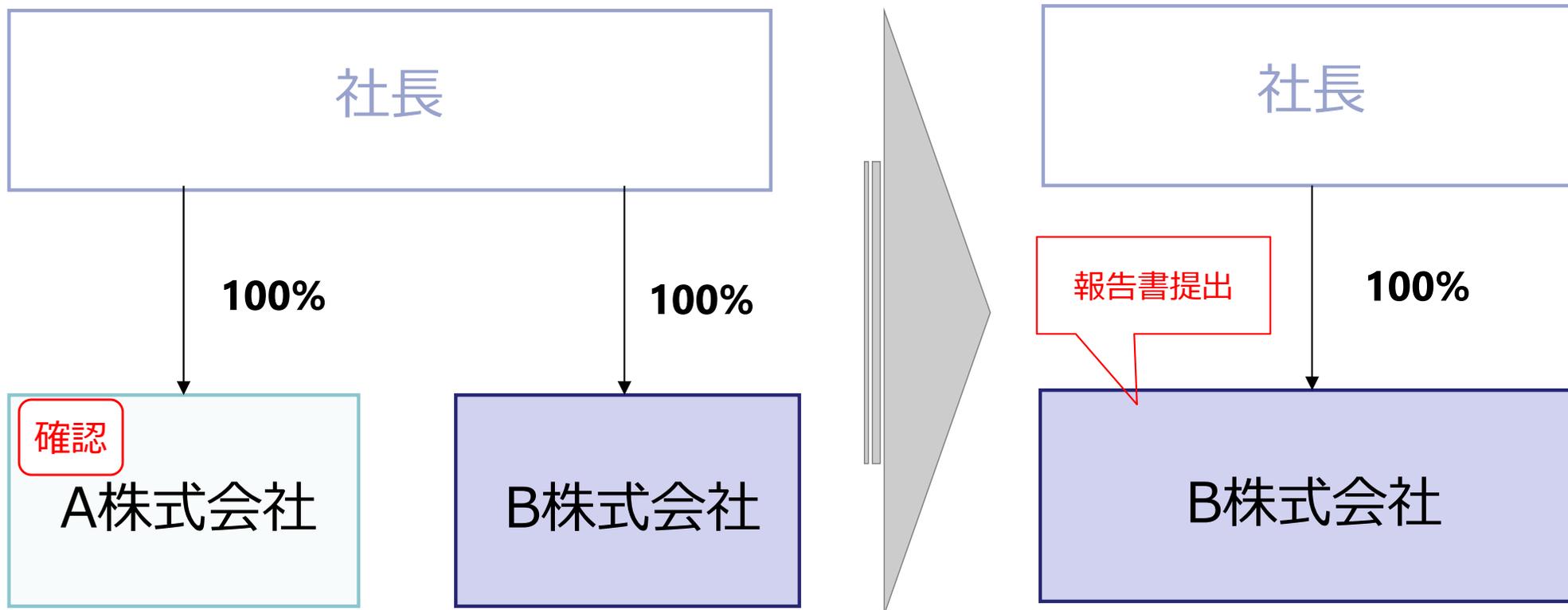
確認を受けた中小企業者が合併により消滅した場合又は株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合には、効力を失うが、吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等が次の要件を満たす場合には、確認を受けた中小企業者とみなす。

1. 特例代表者が吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等の**特例代表者であること**
2. 吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等が**中小企業者であること**
3. 吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等に**特例後継者がいること**
4. 特例代表者が有する吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等の**株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること**
5. 吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等の特例後継者が吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等の**特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること**

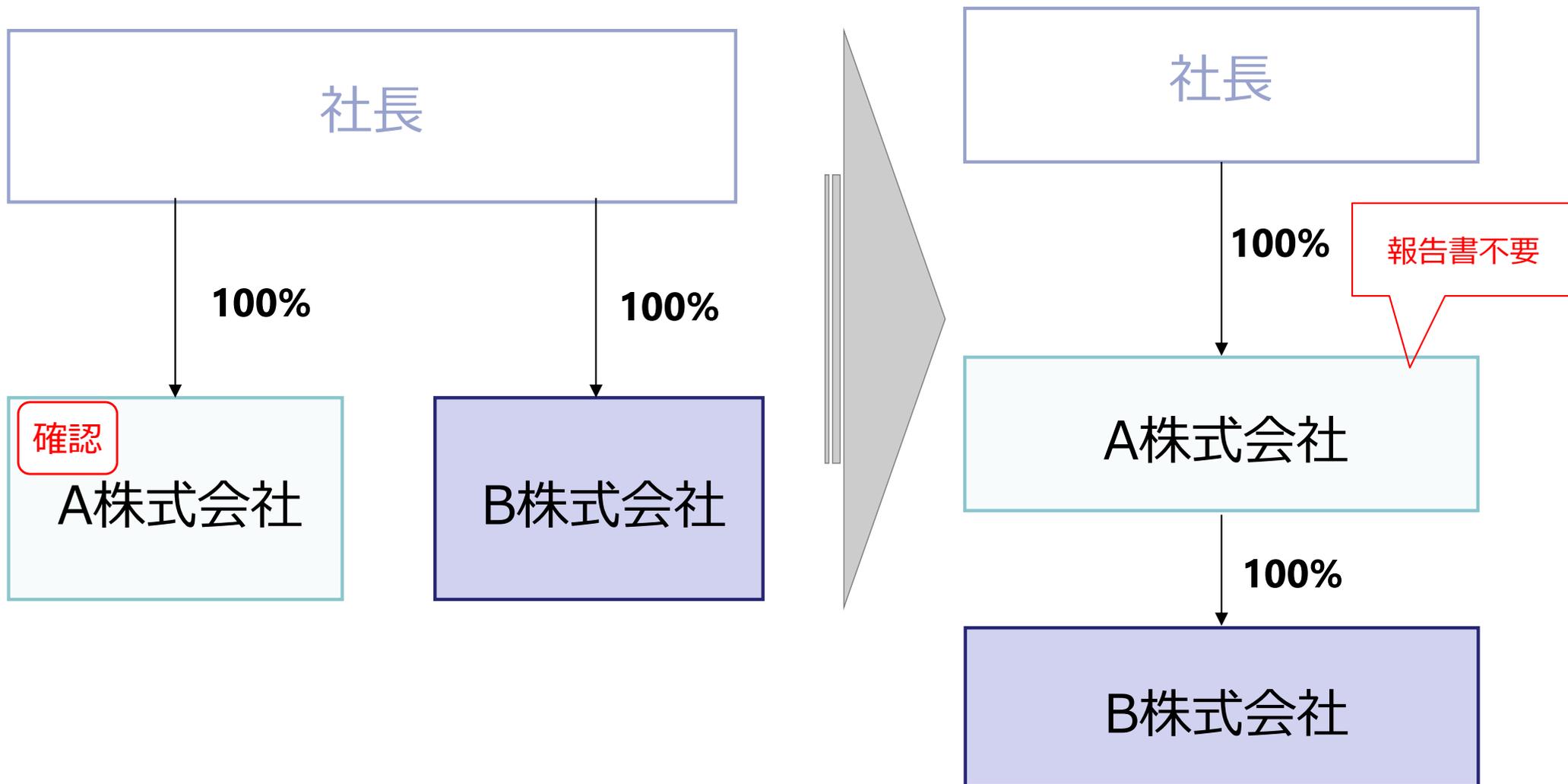
組織再編（合併により存続OK）



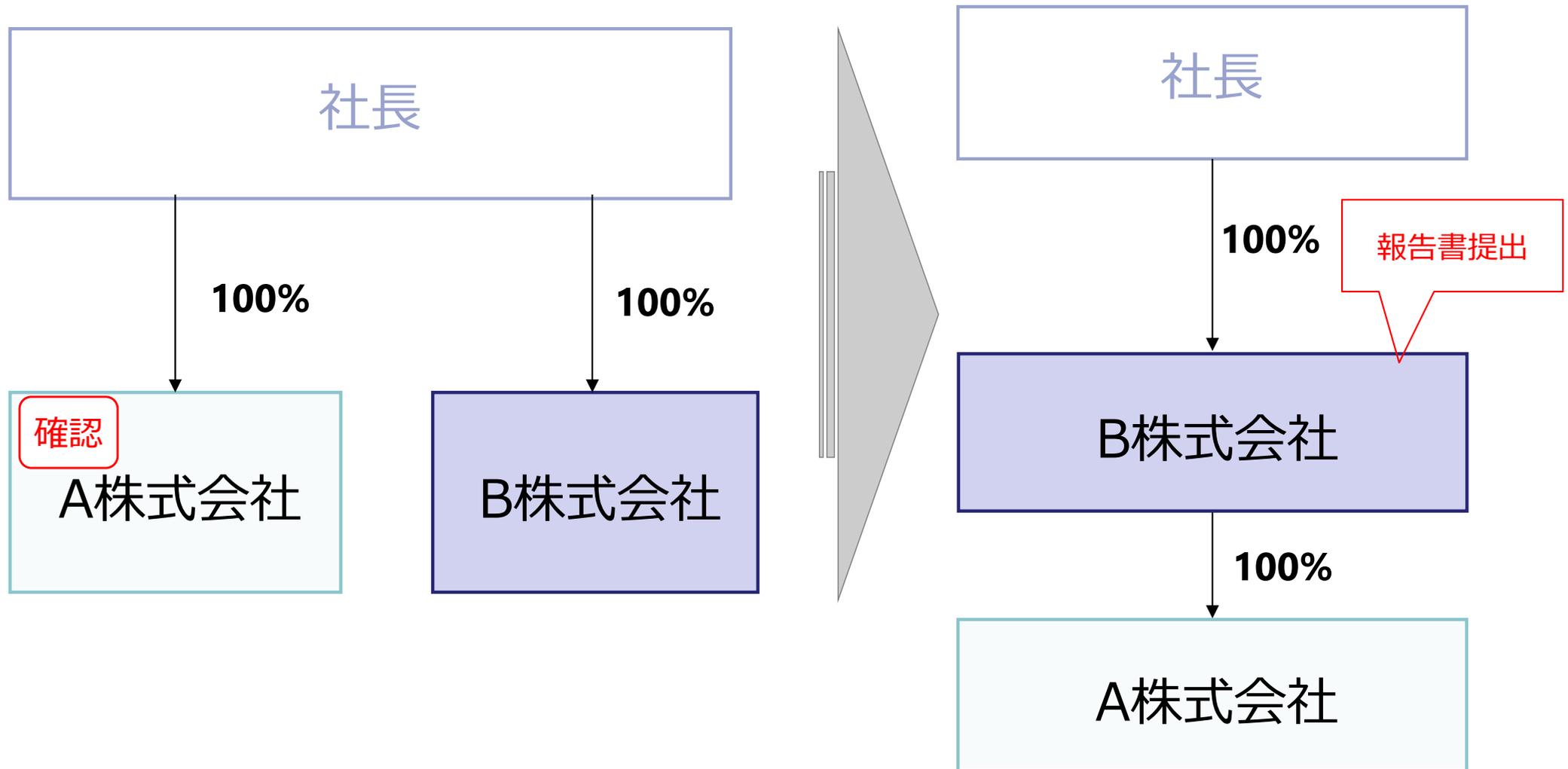
組織再編（合併により消滅⇒報告書提出）



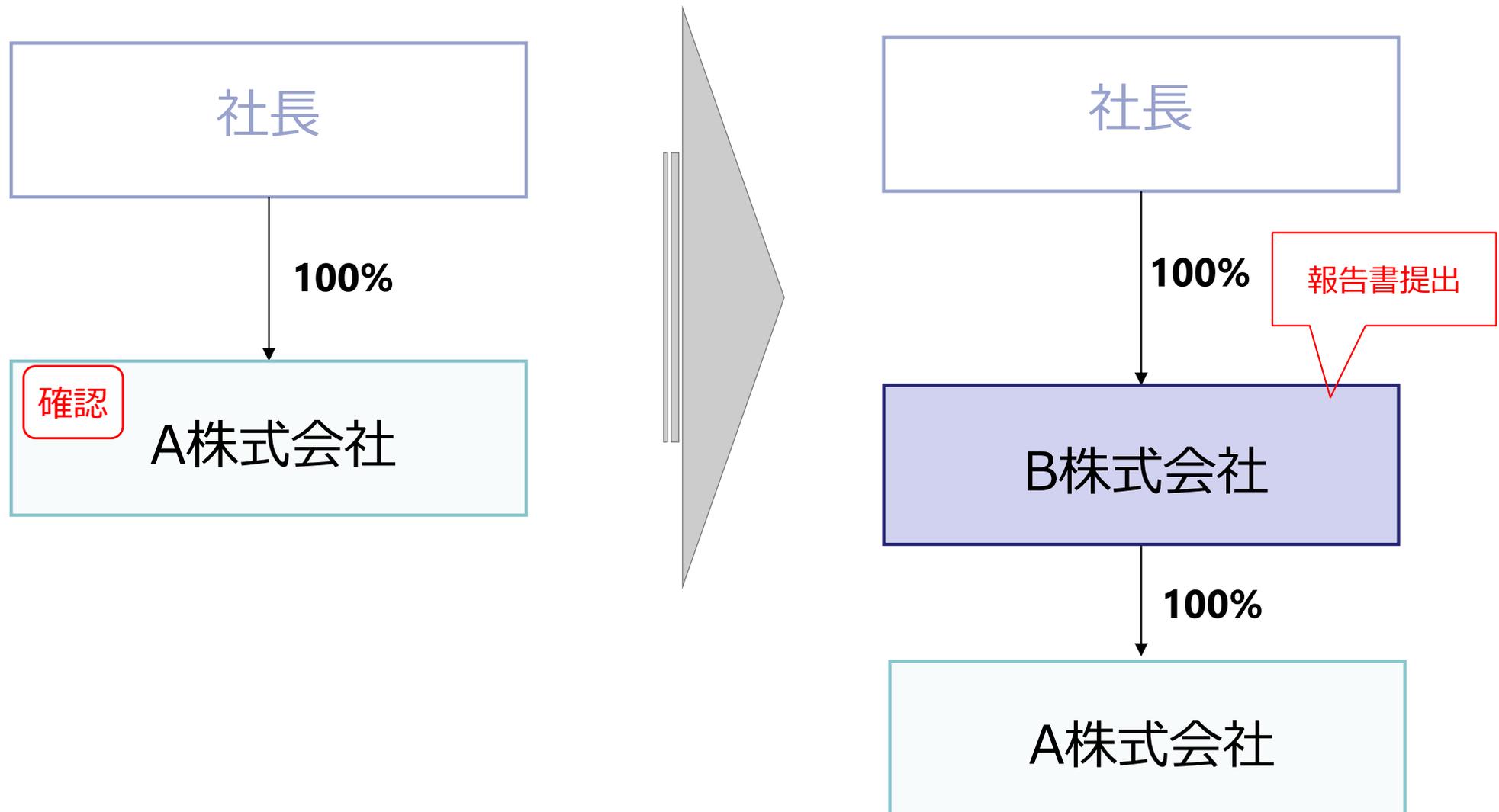
組織再編（株式交換により他の会社を子会社化OK）



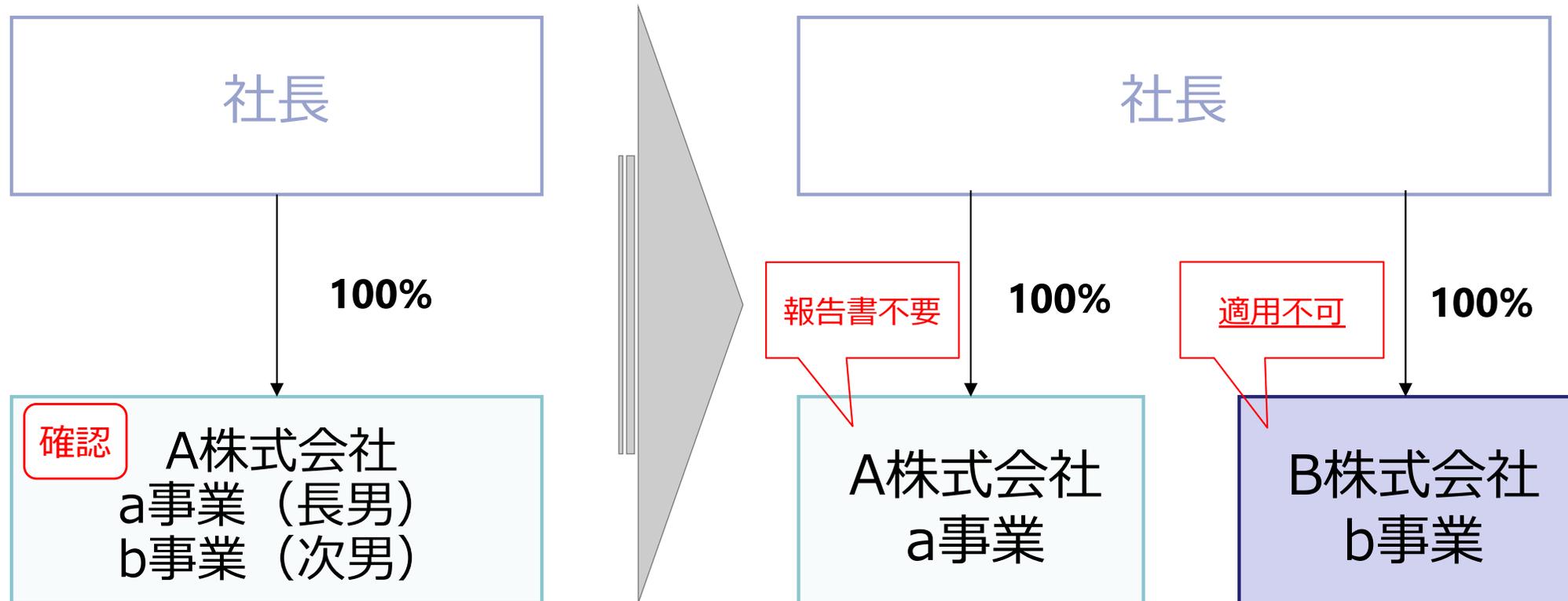
組織再編（株式交換により子会社化⇒報告書提出）



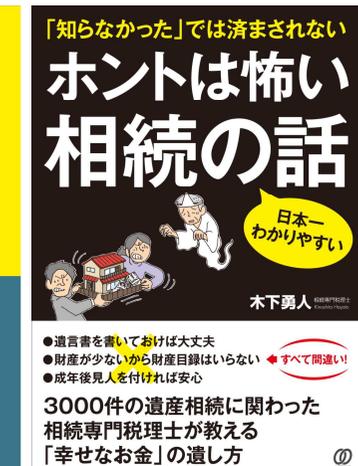
組織再編（株式移転により子会社化⇒報告書提出）



組織再編（分割型分割）



愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。



■ 税理士法人レディング 基本データ

〒102-0085 東京都千代田区六番町13-1 ハイツ六番町501
TEL : 03-6265-4903 FAX : 03-6265-4904
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属（麴町支部へ転籍予定）。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麴町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー



代表社員：木村 英幸

税理士
行政書士

■ 税理士法人レディング 基本データ

■ 東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903 FAX：03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp Email：info@leding.or.jp



税務相互相談会

「この判断で本当に良いのだろうか」と迷う時各税目のスペシャリスト税理士が回答します。



税理士
浦田 泉
すみ会計事務所



税理士
金井 恵美子
金井恵美子税理士事務所



税理士
井上 美樹
インフィリンク・パートナーズ
総合会計事務所
宮西税理士事務所 副所長



税理士
山形 富夫
山形富夫税理士事務所



税理士・公認会計士
木下 勇人
税理士法人レディング



税理士
内藤 昌史
SCS国際税理士法人

全額返金保証

メーリングリストの登録から30日以内に退会された場合
理由を問わず入会費および月会費の全額を返金いたします

\\\\\\こんなお悩みありませんか？\\\\\\

- ✓ 基本的な処理かもしれないが、不安部分を解消したい
- ✓ 実務上の判断に対して相談する相手がいない...
- ✓ 昔一度やったことあるけど、今対応できるかと言われると、自信がない...
- ✓ 日常的に他の税理士の案件対応を知りたい
- ✓ 実例を基に勉強し、自身のレベルアップを行いたい！

このようなお悩みを解消し質問・回答・他事務所の事例で
税理士としてのスキルを飛躍的にレベルアップできるサービスが
「税務相互相談会」です。

月会費 **¥16,500** (税込)

※15,000円(本体価格) + 1,500円(消費税)となります。

入会費 **¥22,000** (税込)

※20,000円(本体価格) + 2,000円(消費税)となります。

相続税・贈与税の
お困りごとを
私がメールで
直接ご回答します！

<https://bit.ly/3GuxpeK>
または下記QRコードから！



税理士・公認会計士
木下 勇人
税理士法人レディング

